

北海道立室蘭高等技術専門学院
公共職業訓練の実施に係る企画提案書募集要領

離職者等の再就職を促進するための公共職業訓練の実施に係る企画提案書の募集については、この要領に定めるところによる。

1 公共職業訓練の目的及び内容

- (1) 実施する全ての公共職業訓練コースにおいて、訓練受講者全員が、公共職業訓練を受講したことにより就職できるようになることを目的とする。
- (2) 公共職業訓練の実施内容は、別紙「公共職業訓練の実施に係る企画提案指示書」で定めるとおりとする。

2 プロポーザルに参加できる事業者等の資格

- (1) 次の要件をすべて満たしている者とする。

- ア 道内に本店又は事業所を有する法人(いわゆる「権利能力なき社団」を含む)、若しくは道内に住所を有する個人であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 道税及び消費税を滞納している者でないこと。
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く)。
 - ・ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ケ 過去に公共職業訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。
- コ 過去に公共職業訓練を受託した際に、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。

3 事業の実施に係る基本的な要件

- (1) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、公共職業訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態にあること。具体的には次の要件をすべて満たしていること。

- ア 訓練の実施に当たり、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練実施場所ごとに配置でき、また、受講者(以下「訓練生」という。)からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。
- イ 教室の面積は、訓練生1人当たり1.65m²以上であること。
- ウ パソコンを使用する訓練の場合は、次の要件をすべて満たしていること。
- (ア) パソコンは1人1台使用できること。
- (イ) ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。
- (2) 過去1年間に当該訓練科に類似する公共職業訓練の受託実績があること。又はそれと同等の業務実績があること。
- (3) 公共職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する指導員が十分確保されていること。具体的には、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 指導員は、実技にあっては訓練生15人に1人以上、学科にあっては訓練生30人に1人以上の配置を標準とすること。
- イ 指導員は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法(昭和44年7月18日法律第64号)第30条の2第2項の規定に該当する者(担当する科目的訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目的訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等を含む。)であり、公共職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。
- 特に、情報通信関連科目については、当該科目的専門的な指導経験、IT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用法等について、ユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上あるなど指導員として相応しい者であること。
- また、企業実習においては、上記に定める者のほか、訓練内容について熟知しており、かつ、適切に指導できる者であること。
- (4) 北海道立室蘭高等技術専門学院(以下「学院」という。)が実施するプロポーザル説明会に参加した者であること。ただし、やむを得ない理由により参加できない場合は除く。
- (5) 個人情報の保護・管理が適正に行える者であること。
- (6) デュアルシステム委託訓練及び障害者委託訓練のうち日本版デュアルシステムによる知識・技能習得コースの場合は、次の要件をすべて満たしている者であること。
- ア 訓練定員分の企業実習先を確保できる者であること。
- イ 企業実習先への指導、訓練実施状況の報告、就職状況調査が適正かつ効果的に実施できる者であること。
- (7) 緊急再就職訓練の知識習得コース(求人セット型訓練を除く。)のうち訓練期間が1月を超えるコース及びデュアルシステム委託訓練の場合は、訓練生に対して就職支援を実施できる就職支援責任者を設置できる者であること。
- (8) 緊急再就職訓練の知識習得コース(求人セット型訓練を除く。)のうち訓練期間が1月を超えるコースを受託する場合には、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施するキャリアコンサルタント等の配置が完了している者又は当該配置が訓練の開始前までに確実に見込める者であること。
- (9) 平成26年度から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(平成23年度策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」が実施されていることから、一層の訓練の質の向上のため当該研修の受講状況も踏まえた選定を行う。

4 審査の実施

(1) 実態調査

提出された企画提案書の内容等を確認するため、審査を行う前に、「公共職業訓練の実施に係るプロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)による実態調査を行う。ただし、過去に実態調査を受けた者で、学院が実態を把握している者はこの限りでない。

(2) 企画提案書の審査

企画提案書は、審査会で内容を審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を決定する。

(3) 審査項目

- ア 施設・設備等
- イ 指導体制
- ウ 交通利便性
- エ 就職支援体制
- オ 職業訓練実績等
- カ 実施計画
- キ 訓練内容等(目標・仕上がり像)
- ク 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の受講状況
- ケ キャリアコンサルタント等の設置
- コ その他

(4) 審査の時期

令和6年(2024年)2月中旬を目途に行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果は企画提案書の提出者に遅滞なく通知する。

5 契約の締結

審査結果通知後、学院長は当該訓練科に係る訓練生数が確定次第、契約候補者(特定者)から経費内訳が記載されている見積書を徴取し、見積額と予定価格を比較検討し、適正であると認めた場合には、契約候補者(特定者)と契約を締結する。

なお、契約候補者(特定者)に選定された者は、特段の理由がない限り契約を辞退できない。

6 その他

学院長は、提出された企画提案書を提出者に無断で使用しない。

企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。